

## 平成27年第5回八雲町議会臨時会会議録

平成27年11月25日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 議案第 1 号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例  
日程第 4 議案第 2 号 工事請負契約の締結について  
日程第 5 議案第 3 号 工事請負契約の締結について  
日程第 6 議案第 4 号 平成27年度八雲町一般会計補正予算（第8号）  
日程第 7 議案第 5 号 平成27年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）  
日程第 8 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて  
（財産の無償貸付けについて）  
日程第 9 報告第 1 号 専決処分の報告について  
（損害賠償の額の決定について）  
日程第10 報告第 2 号 専決処分の報告について  
（損害賠償の額の決定について）  
日程第11 報告第 3 号 専決処分の報告について  
（町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について）  
日程第12 報告第 4 号 専決処分の報告について  
（町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について）  
日程第13 各常任委員会調査報告書  
日程第14 常任委員及び議会運営委員の選任  
日程第14の2 議長の常任委員辞任の件  
日程第15 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

### ○出席議員（15名）

- |               |              |
|---------------|--------------|
| 1番 佐藤智子君      | 2番 横田喜世志君    |
| 3番 安藤辰行君      | 4番 岡島敬君      |
| 5番 三澤公雄君      | 6番 掛村和男君     |
| 7番 田中裕君       | 8番 赤井睦美君     |
| 9番 牧野仁君       | 10番 大久保建一君   |
| 11番 宮本雅晴君     | 副議長 12番 千葉隆君 |
| 13番 岡田修明君     | 15番 斎藤實君     |
| 議長 16番 能登谷正人君 |              |

○欠席議員（1名）

14番 黒島竹満君

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	城近眞君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長 情報政策室長 兼新幹線推進室長	吉田邦夫君
財務課長 兼収納対策室長	鈴木敏秋君	総合病院建設企画課参事 会計管理者 兼会計課長	中野勝弘君
住民生活課長	山田耕三君	保健福祉課長	三澤聡君
農林課長 併農業委員会事務局長	加藤貴久君	水産課長	横山隆久君
商工観光労政課長	岡島建夫君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
公園緑地推進室長	半谷広志君	環境水道課長	馬着修一君
落部支所長	柴田幸一君	教育長	瀧澤誠君
学校教育課長	荻本和男君	社会教育課長 兼図書館長 郷土資料館長	足立直人君
体育課長	浅井敏彦君	町史編さん室長	
学校教育課参事	本庄伯幸君	学校給食センター所長	小栗由美子君
総合病院事務長	齋藤眞弘君	監査委員	千田健悦君
総合病院医事課長	五十川厚子君	総合病院管理課長	成田耕治君
消防長	大泉達雄君	総合病院建設企画課長	沢野治君
八雲消防署管理課長	大淵聡君	八雲消防署長	桜井功一君
		八雲消防署消防課長	伊丸岡徹君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	前小屋忠信君
産業課長	田村春夫君	熊石消防署長	手塚剛君
海洋深層水推進室長			
熊石国保病院事務長	桂川芳信君		

○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	併議会事務局次長	岡島広幸君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係			

[開会 午前10時00分]

### ◎ 開会・開議宣告

○議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は14名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成27年11月25日招集八雲町議会第5回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入る前に議長より諸般の報告をいたします。

監査委員から8月及び9月分の例月現金出納検査の報告書の提出がございました。報告書の提出通知はお手元に配付のとおりであります。詳しいことにつきましては事務局に保管してあります関係書類を必要に応じ、ご覧いただきたいと存じます。

議長の日程行動関係であります。9月12日に札幌市において交通新時代の北海道観光の未来と題したシンポジウムに町長及び関係者と共に参加してまいりました。また、10月5日に札幌市において国立病院機構八雲病院存続期成会による札幌陳情が行われ、町長、副議長及び関係者とともに参加してまいりました。また11月9日から10日にかけて、鹿児島県及び熊本県において、渡島町村議会議長会による行政視察が行われ、参加してまいりました。また翌11日は東京都において、町村議会議長会全国大会が開催され、出席してまいりました。

以上、概略を報告いたしました。詳しい事につきましては事務局に保管してあります関係書類をご覧いただきたいと存じます。

次に議会関係であります。10月13日に北斗市において渡島管内市町議会議員研修会が開催され、議員11名が参加しております。また10月18日は八雲町議会後援という形ですが、企画運営は議員が主体となって、地域医療を考えるセミナーを開催し、多数の町民及び職員にご参加いただきました。また近隣町の議会議員や医療関係者にもご出席いただき、盛会のうちに終了することが出来ました。ご協力いただきました関係者並びに議員の皆様がこの場を借りて感謝を申し上げます。

また、10月30日はせたな町において、T P P交渉に関するシンポジウムが開催され、議員12名が参加しております。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に佐藤智子さんと牧野仁君を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定

○議長（能登谷正人君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議がありませんので、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

### ◎ 諸般の報告

○議長(能登谷正人君) これより局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長(鈴木明美君) ご報告いたします。

本臨時会に対し、町長から提出された案件は既に配付しております議案5件、承認1件及び報告4件の計10件であります。

次に、総務経済常任委員会並びに文教厚生常任委員会より閉会中の継続調査に係る報告書が提出されております。

また、平成27年11月11日で任期満了となりました各常任委員及び議会運営委員の選任を行い、それぞれの委員会より閉会中の継続調査の申し出が提出される予定になっております。これら議案等説明のため、町長、監査委員及びあらかじめ委任または囑託を受けた説明員の出席を求めています。本日の会議に黒島竹満議員欠席、三澤公雄議員遅刻する旨の届け出がございます。

以上でございます。

### ◎ 日程第3 議案第1号

○議長(能登谷正人君) 日程第3 議案第1号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長(佐藤隆雄君) 議長、建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(佐藤隆雄君) 議案第1号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書1ページをお開きください。本条例は熊石平町324番地202に所在の町営住宅平団地、昭和52年度建設の1棟4戸を今後解体するため、これに伴い、現行条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容は八雲町町営住宅条例第3条、住宅等の設置の別表第2において、平団地昭和52年度建設の1の欄の下線部、熊石平町324番地202を削除し、構造及び棟数の欄の下線部2棟8戸を1棟4戸に改めるものでございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。なお、解体工事は本年12月中旬に発注し、来年2月末までの工期を予定しております。

以上、議案第1号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） この熊石平町の2棟8戸は、同じ年数のものだと思うんですけども、その半分を解体することになったという経緯をもう少し詳しくお話ししたいと思います。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（牧 茂樹君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。この度、取り壊しをし、条例改正をする住宅につきましては、324番地202、場所的にはですね、老人ホーム付近に建設されている住宅でありまして、1棟のみですね、他の団地とは離れた場所に建設されている住宅でございます。入居の状況につきましても、4戸のうちですね長い間3戸つきましては長期の空き家となっておりまして、残り1棟につきましても退去の申し入れがありまして、現在4戸とも空き家という状況になっている住宅でございます。

一方、もう1棟の234番地の住宅につきましては、場所的には北海道栽培漁業振興公社付近のアワビ種苗センター付近の住宅でありまして、この住宅につきましては並んでですね、他の住宅等もありまして、付近一帯が平の団地を形成している状況でございまして、入居者ももう常に入っているというような状況でございまして、常に入っている状況もありまして、状態の方も今回取り壊しする団地よりも良い状態の中で使用していただいているというようなこともございまして、公営住宅取得計画において現在の取り壊しの部分を取り壊しするというような計画にしております。以上でございます。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 古い団地から、使われてない団地から解体していくという部分の説明の部分としては十分理解させていただきました。一方、熊石地域におきましては、高齢化の課題と低年金の方々の独居の課題。そしてまた、消防職員の災害時また火災時における部分で出勤した場合に地元に住んでいる方々が少ないという、どうやって対応するのかという課題。そして小中学校で合併がこれから行われていく中で、統廃合が行われていく中での教職員の住宅の問題。民間のアパートがないエリアでありますので、それをどのように解決しながら、また古いものは壊し、新しいものをまたつくる考え方とか、そういう部分というのは町営住宅という問題と職員をどうやって確保するのか、地域に、そして教職員の方々に住んでもらえる環境をつくるのかという部分は非常に大きな問題だというふうには私は認識しております。そういった考え方のもとで、どのようにこれから町営住宅の整備計画、熊石の部分を考えているのかという部分をお伺いしたいというふうに思います。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 岡田議員の質問のとおりですね、熊石地域については小中学校の統廃合と教員住宅の空き家の関係だとかですね、そういうものを検討していかなきゃならないような状況にはなっております。今ですね、関係部署が今、消防の話もされましたけれども、関係する課でですね、今どういうふうにして住宅、または施設等を有効利用していくのかというものを検討していくというような状況になっておりますので、各課連携しながら進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 検討を始める、進めているという状況だというふうに今返答がございました。これやはりこれからの部分として非常に大事な部分ですので、今までも検討しているという答えはいただいていたわけですがけれども、来年度予算でその答えが見えてくるのか、それとも28年度中に結論を出して、29年度から何かしらの動きが出せるような、そういう検討の場になっているのかどうなのか。トータルの部分の工程表を教えてくださいというふうに思っております。

○総務課長（城近 眞君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（城近 眞君） 消防本部の裏側の方に教員住宅があって、1棟2戸入る住宅があるんですけども。そちらの方を今現在、1戸教員が入っておりますので、そのもう1戸の方か、あるいは2棟ともかはちょっと検討中ですがけれども、こちらを用途廃止をしていただいて、消防職員がそちらの方に住めるような状況にしたいということで、今現場も私見てまいりまして、それを一応単身で住んでもらうということである程度の備品はですね、こちらの方で揃えさせていただいて、そしてそちらの方に住んでいただくというようなことを進めたいなというふうに今検討をしているところでございます。消防職員の部分はそういうふうをしているところでございます。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 今消防以外の熊石地域の公営住宅につきましてもですね、現在空き家の状態となっている公営住宅もあって、毎月今広報の方で募集をしているような状況ですがけれども、なかなか入居者がいないというような状況にもなっております。また、小中学校の統合に伴いまして、相沼泊川地区の教員住宅、関内の教員住宅等につきましても、これから考えていかなきゃならないということでお話ししましたけれども、具体的にですね、28年度からこうするだとか、29年度からこういうふうにするというような具体的な計画は出来ていませんので、今後ですね、どんな利用の仕方がいいのかも含めてですね、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 熊石の教育事務所長、今日ちょっと都合で来ていませんので、私の方から変わってですね、熊石の学校統廃合後の教員住宅の関係についてご答弁申し上げます。基本的に廃校後の教員住宅も、出来るだけ有効に活用できるものは有効に活用して、そこから新しい学校に通ってもらうことを含めてですね、地域から先生方も一斉にいなくなってしまうというようなことの懸念もありますので。既存の比較的新しく先生方の住宅に有効に使える教員住宅については、当面引き続き使っていきたいということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 最後になりますけれども、これからの地域づくりとして、やはり古いものを壊していかなきゃならないですし、使えるものはよりよい形で使っていくという部分で考えていかなきゃならないと思っています。町民のための住宅と職員のための住宅といろいろありますけれども。両方揃えていくことが地域力を高めていく、過疎の部分、これから人口減になって高齢化が非常に高くなっている状態で、どうやって安心して暮らせる地域、エリアをつくるのかという部分ではありますので。勿論ここには費用対効果の部分もかなり強く入ってくる部分だというふうに思いますけれども。今各課の皆さんからお答えいただきまして、やはり私はこの教育の部分も含めてですね、計画づくりというのを取り組んだ方がいいと思っています。今の答弁だと29年度以降でもまだどう考えるか分からないという部分でありましたけれども、現実問題動くものは動いているわけですから。その子どもたちをどうやって支えていくかっていう部分の話を、計画を作らない限りは、いつも青写真もないまま検討しますという答えであれば、より地域が疲弊していくことになると思うんですよ。学校の先生が地域に住むというのは、やはり非常に大きいことですよ。今は残念ながら管理職の方々しか住めないような環境、八雲町内の各学校もそういうところ多いですけども。やはりそういうところですね、視野に入れながら各課連携してという話が1回目の答弁にありましたので、ぜひそういう部分をですね、町としてどう考えていくのかという土台に立った上で計画づくりを進めるべきだと思いますけれども。町長いかがお考えでしょうか。

○副町長（伊瀬 司君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） 今、全体的に岡田議員さんの方からお話がありましたように、来年どうするかという来年の人事のこともありますので。例えば話にありました消防職員の関係、来年は八雲消防長と熊石消防署長が定年になります。その人事の関係について、今どうするかを含めて、やはり消防署長は地域に住んでもらわなきゃないだろうということで、先ほど総務課長が答弁したように今人事が絡んできますけれども、検討しているということで、地域に消防署長が住んでもらわなきゃないだろうなということで今考えています。

統廃合がいろいろと進んできますので、その空き住宅につきましては、やはり空きのみ

まで放っておくのか、古いものは解体していかなきゃないと思いますので、それは教育委員会等を含めてですね、民間に払い下げるとかいろいろな方法があると思いますので、それはあと1年ちょっとありますけども、十分に検討させていただきたいと思っています。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6番（掛村和男君） おはようございます。今のお話をお聞きしまして、29年からと。ほとんどこの手の話は、何で具体策をちゃんと持ってこないのかといつも思うんですけれども。今は総務省、国の方も過疎地域自立促進市町村計画と、こういうものがきちっと出ておりますので、その地方の自治体によってかなり以前からこういう状況は把握できているわけですから。本会議でもこれから考える。と、ちょっとお粗末な気がしますよ。もう少し具体的でそれがまた町民に対する親切でもあると、説明責任である、このように思いますけれども。総括して町長でもいいし副町長でもいいし、お答え願いたい。

○副町長（伊瀬 司君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 副町長。

○副町長（伊瀬 司君） 今公営住宅の話ですけれども、先ほどから話がでていっているのは学校の統廃合を含めて29年度から統合になると。その後利用につきましては今回統廃合が正式に決まって、29年度以降についてをこれから協議するわけですけれども。先ほど話しましたように先生の数が減っていくわけですから、それについては空き住宅は撤去でハッキリしていますので、それは教育委員会の方できちっと処分するなり、有効利用の仕方についてはこれからやっていきますけども。今はこの公営住宅のところで、新たにここにお示しをしないのはおかしいというのは、違うのかなという気はしていますので、別の機会に全体の教員住宅を含めた有効活用の方法について協議していただければなと思っていますので、よろしくお願ひ致します。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） 掛村議員さんが今お話ししているのは、以前から議会で議論していたのは、教員住宅の話題も今出ていましたからアレなんですけれども。要は他町村から通う先生がいるのではないかと。岡田議員さんも言っていましたけども、やっぱり赴任地の学校に町村に住んでもらうということが基本ですと。で、そうした時に実例として過去には他町村から通ってきた事例があったというふうに報告受けたので、今現在そういう状況があるのかということをお聞きしていると思うんです。で、その象徴が消防の職員が入るとい、町営住宅に移管すると。教員住宅を町の住宅に移管することなんですけども。そこは実際に、やはり見たら手直ししなきゃなんないということなんですよね。つまり何が言いたいかと言うと、競争相手がいるということなんです。教員住宅に住むにも、例えば前任地が乙部の教員住宅で環境のいい教員住宅だったら熊石まで通いますよと。そういう状況があるからそういった状況にならないような計画になっているのか。ま

た、今他町村から八雲町の方に通っている先生方が、住宅の事情によってそういう状況があるのかということをお聞きしていると思うんで、その辺お話してほしいと思います。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 今、千葉議員からあったようにですね、他町村から八雲に通っている先生方は、実態として今ちょっと正確な数字を持ってきていませんけども、あります。様々な事情があって、例えば町外に住宅を建てて自宅から通うというふうなケースもありますし、確かに熊石では今特に若い先生なんかは、もっと綺麗なアパート等に住みたいということで、他町から通うケースもあるというふうには聞いておりますので。

教員住宅の整備については、当然重要な課題だということで考えております。ただ、今文科省の補助があるんですけれども、文科省の補助が今耐震化の方に相当振り分けられていて、教員住宅の新築等含めて、なかなか市町村に予算がつかないという実態もございます。で、八雲町でも本町地区の方になりますけれども、教員住宅の新築の要望を出していますけど、なかなか補助の採択がされないというような状況もあるということもまた実態でございます。いずれにしても熊石地域については特に教員住宅整備していかなくはないということなんですけど、今の学校統廃合という問題も出てきた中で、その新たな学校とそこに勤務してもらう先生方に、どう地域に住んで子供たちの教育をしてもらうかということも重要な課題ではありますが、今は先んじて学校の本体の統廃合の方に相当時間をとられて検討している状況ですが、引き続きその教員住宅の整備についてもあわせて検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） とりわけ雲石に統廃合されるんですけども、その平屋の小中の教員住宅、相当耐用年数が過ぎているという実態の中で、3年ほど前も私も見に行って、一番浜側の4人暮らしで住んでいる教員住宅を見せてもらったんですけども。相当数すき間があって、改修した経過があるんですけども。やっぱりある程度空いている状況のところは、相当古いという実態があるので。やはりそういった部分をですね、それほど改築するまでというか、新築ということではなく、ある程度改修で済む部分で満足すると思うんですよ教員の人たちも。

ですからその辺こまめに見てあげて、そして住んでもらうという状況を作っていないと。やはり今新たに消防の職員が来た時には改修するけれども、逆に教育委員会の所管の時には全然やってくれないというふうな風評が出るかもしれませんので。そういうことがないようにしていただきたいなという要望的にさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですね。他にありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

皆さんに申し上げますけども、この議題から外れないように、なるべくよろしく願い

します。

○7番(田中 裕君) 今それ言おうとしたんですよ。町営住宅の議案を審議している中で、なんで教員住宅の話題を今しているのかなと思って。ただ岡田議員が言うように、あるものを壊すんでなくして、やっぱり総体的な熊石地区においてそういうものを必要でないのかっていうことを提示しているわけだよね。そうすると教育委員会から答弁来る、地域振興から答弁来る、総務課長が答弁来る、どこかおかしいんでないかい。先ほど来、皆さんが各課連携してやりますって言って、各課連携してやるんだったら、その辺、一元化した答弁が来るでしょう。何もしてないからてんでバラバラな、最後になれば副町長まで手を挙げてくる。これは総務課がきちっとした一元化して、押さえておかないと。教育委員会が言ってきたって教育財産でしょ。普通財産とかなんとかっていう事務的な作業もあるんだから。それはやっぱり総務の方できちっと押さえておかないと、常にこういう議論がされる。だからそういうことも踏まえてね、旧熊石の住宅を1回見直しして、きちっとした方向性で進みなさいって、議会の人が言っているんですよ。なんも難しい事言っているんでない。そうしたら答弁が、まだ28年度中にきちっとした方向性を進めますからと。それでこと足りるんですよ。なんもそんな複雑にね、あっちこっちからいろんな答弁来るようなね、そういう答弁というのはちょっと仕組み考えておいた方がいいんじゃないんでしょかね。我々何も無理なことを言ってるんでないの。言っていますか。言っていないつもりですよ。きちっとしなさいということを我々議会側が提示しているんだから。何も難しいことでないですけど、早急にこの辺ですね、手当てをして、減らすだけでなく足りなかったらきちっと対応するというやり方もありますからね。その辺きちっとして調整を進めた方がいいんじゃないでしょうかね。以上です。

○議長(能登谷正人君) 答弁はいいですね。

○地域振興課長(牧 茂樹君) 議長、地域振興課長。

○議長(能登谷正人君) 地域振興課長。

○地域振興課長(牧 茂樹君) 田中議員さんの方からもご指摘ありましたとおり、熊石地域としましてですね、公営住宅についての遊休の状況等を考えながら、また統廃合に当たってのですね教員住宅の空き家の問題等、トータル的に考えましてですね、熊石総合支所の方でどうしていったらいいのかというようなことを検討しまして、方向性を出したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(能登谷正人君) 他にございませんね。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第4 議案第2号

○議長(能登谷正人君) 日程第4 議案第2号工事請負契約の締結についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。

○建設課長(佐藤隆雄君) 議長、建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(佐藤隆雄君) 議案第2号工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

議案書2ページをお開きください。本件は、八雲中学校屋内運動場改築建築主体工事について、11月16日に入札を執行し、落札した業者と請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

契約締結の内容は以下のとおりでございます。工事の種類、八雲中学校屋内運動場改築建築主体工事。契約の方法、特別簡易型総合評価落札方式制限付一般競争入札。契約の金額、5億4,972万円。契約の相手方、千釜・加納特定建設工事共同企業体。代表者、二海郡八雲町東雲町107番地8、株式会社千釜組、代表取締役、秋松正人。工事代金の支払い方法、契約の定めるところによる。契約の締結の時期、平成27年11月中、本定例会において議決をいただいた後と予定してございます。工期につきましては、契約日より平成28年10月31日までを予定してございます。

以上、議案第2号工事請負契約の締結についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○5番(三澤公雄君) 議長。

○議長(能登谷正人君) 三澤君。

○5番(三澤公雄君) これに関係すると思うので質問させていただきますけども。昨今、ニュースで騒がせております杭打ちのことなんですけれども。この工事に関してもその杭打ちは発生するのでしょうか。ちょっと素人なもので、発生する場合にその業者の仕事ぶりをどこまで監督できるのかなということを、ちょっとご質問させていただきます。

○建設課長(佐藤隆雄君) 議長、建設課長。

○議長(能登谷正人君) 建設課長。

○建設課長(佐藤隆雄君) ただいまの質問でございしますが、この工事についても杭の工事があるのかということでございますけれども。ございます。杭の本数としましては、全部で54本でございます。昨今、問題になっておりますとおり、データの改ざん等々で問題になっておりますけれども、この点も含めまして工事の監督業務につきましては特に念入

りに、この辺をチェックしながらやっていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 今日も追加で、ニュースで改ざん改ざんと言っていますけれど。ここまで業界全体でいろんな会社の名前も出てくると、改ざんなのかなど。素人ですから、すみませんね。そもそも打ってなくて、例えば52本、50本に何とかおまけする感じで、そうやってデータを持ってきている。だってデータを改ざんすることってどれくらいコストが下がるのか分からない。まあ素人ですから今こういうこと言わせてもらいますけれど。それくらいですね、非常に注意深く監督していただきたいなと思います。以上です。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 今、議員からお話があったような、例えば杭を打ってないだとか、そんなことはまず考えられませんし、たまたま今までの情報によりますと、たまたまデータが、杭打ちのデータをとる際に何らかのことで取り忘れという事ではないんでしょうけれども、たまたまデータのとり方が不具合が生じたということだと思いますけれども。本来1本1本全部、杭のデータというのは管理するものでございますので、その辺も含めて十二分に管理していきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第5 議案第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第3号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議案第3号工事請負契約の締結についてご説明いたします。

議案書3ページをご覧ください。本件は、八雲中学校屋内運動場改築機械設備工事について、11月16日に入札を執行し、落札した業者と請負契約の締結に当たり、地方自治法第96条第1項第5号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

契約締結の内容は、以下のとおりです。工事の種類、八雲中学校屋内運動場改築機械設備工事。契約の方法、地域限定型一般競争入札。契約の金額、5,258万5,200円。契約の相手方、二海郡八雲町大新12番地1、有限会社蜂谷工業、代表取締役蜂谷紀久男。工事代金の支払い方法、契約の定めるところによる。契約の締結の時期、平成27年11月中、本臨時会におきまして議決をいただいた後といたします。工期につきましては契約日より平成28年10月31日までを予定してございます。

以上、議案第3号工事請負契約の締結についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） ちょっと勉強不足っていうことで責められるかもしれませんが。傍聴の方もいらっしゃるのでもうちょっと詳しく説明してもいいのではないかなと思うんですけども。運動場改築機械設備というのはどのようなものなんですか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 工事の概要といたしましては、屋内運動場でございまして、いわゆる体育館と言われるものでございますけれども。鉄筋コンクリート造の2階建て1,621.08平米でございます。それと渡り廊下鉄骨造りの2階建て23.29平米でございます。

それと、この機械設備工事と言いますのは、いわゆる給排水の設備ですね。それから暖房等々でございます。体育館に付帯するいわゆる機械の一般的な設備としましては、そのような内容でございます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第6 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第6 議案第4号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） それでは議案第4号平成27年度八雲町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。議案書4ページであります。

この度の補正は歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに1,680万を追加し、歳入歳出予算の総額を133億3,936万9,000円にしようとするものであり、北海道の地域づくり総合交付金を活用した3事業の補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明いたします。議案書8ページ下段であります。3款民生費、1項社会福祉費、3目高齢者福祉費、19節負担金補助及び交付金、サービス事業車両整備事業補助金152万4,000円の追加は、八雲地域におけるサービス事業を実施する八雲町社会福祉協議会において、その事業に供する送迎用ワゴン車が老朽化したことから、更新整備費350万2,000円に対し、北海道の地域づくり総合交付金を活用し整備しようとしていたところ、このほど補助金が認められたことから、その相当額の計上であります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、施設栽培作物生産施設等整備事業補助金827万6,000円の追加は、新函館農業協同組合が農業所得の向上、地域担い手の確保を目的に、花卉・野菜など施設栽培の規模拡大、新規参入を図るため、農業用ハウス・機械類を平成27年度から29年度の3カ年において整備を図ろうとする事業に対し支援しようとするものであり、本年度の事業費1,655万2,000円に対し、その2分の1相当額を補助しようとするものであります。なお、この財源として、北海道の地域づくり総合交付金を活用しようとするものであり、570万円が認められたところであります。同じく6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、19節負担金補助及び交付金、漁業振興設備等整備事業補助金700万円の追加は、八雲町漁業協同組合及び落部漁業協同組合が北海道地域づくり総合交付金を活用し、整備を進めようとする3事業について、このほど補助金が認められたことから、その相当額の計上であります。

事業の1つ目は、八雲町漁業協同組合の鮭節製品加工機器等整備事業であります。鮭節は平成25年度に工場を整備し製造を進めているものの、削り加工を外注としていることから用途に応じた十分な対応ができず、地元消費・販路拡大に支障となっていることから、それら解消のため加工機器類を整備しようとするものであり、事業費739万8,000円に対し、200万円の補助金の計上であります。事業の2つ目は八雲町漁業協同組合のホッキ貝桁引き漁業機器等整備事業であります。ホッキ桁引き漁は振興会を組織した共同操業形式で

ありますが、その漁期がホタテのザラボヤ洗浄や稚貝分散作業と重なることから、操業者の負担が大きく、操業者の減少に繋がっており、効率的な漁具を整備し、操業者の負担軽減、収益の向上を図るとともに操業による資源の適正管理、漁場保全に資するものであります。事業費 1,274 万 4,000 円に対し、300 万円の補助金の計上であります。事業の 3 つ目は、落部漁業協同組合の水産用陳列台整備事業であります。現在、落部漁業協同組合は地方卸売市場を建設しているところではありますが、その運用に当たっては衛生管理面から施設内に車両の侵入が制限されるため、市場内への搬入搬出作業に相当な負担を強いられることとなることから、キャスター付きの魚箱陳列台を導入しようとするものであります。事業費 677 万 2,000 円に対し、200 万円の補助金の計上であります。以上、補正する歳出の合計は 1,680 万円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書同じく 8 ページ上段であります。15 款道支出金、2 項道補助金、2 目民生費道補助金 152 万 4,000 円。5 目農林水産業費補助金、1 節農業費補助金 570 万円、3 節水産業費補助金 700 万円の追加は、歳出で説明しました 3 事業の補助金にかかる財源である北海道の地域づくり総合交付金であります。19 款 1 項 1 目繰越金 257 万 6,000 円の追加は、前年度繰越金で歳出に対応した計上であります。以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の 1,680 万円の追加であります。

以上、議案第 4 号平成 27 年度八雲町一般会計補正予算（第 8 号）の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○12 番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12 番（千葉 隆君） 8 ページの 3 目高齢者福祉機能デイサービスの車両整備補助金の関係ですけれども、先だって私も議長、それから文厚の委員長さんとともに福祉懇談会に出席しました。その時の大きなテーマが、包括ケアの地域でのシステムの構築という、講師を呼んでの社会福祉協議会主催の懇談会だったんですけれども。やはりその包括ケアの中核の事業というのは、デイサービス事業だと思うんですね。で、その中核のデイサービス事業が、近年ずっと大規模なデイサービス事業所ほど経営が厳しいという状況にあります。そこに、今年度の介護報酬の引き下げになっています。で、今回当然デイサービス事業ですから、車両を使うと。施設と自宅からの輸送システムが必要なんで、車両整備事業なんですけれども。道の方でもやはり 150 万くらいの補助金を出すのであれば、地域の包括ケアの主体は、やはり町だと思うんですね。そういったことを考えれば、町も何らかの補てんをするっていうことも今後検討する課題になっていく状況に今あると思うんですね。なぜかという、先ほど繰り返しますが、このデイサービス事業だけを見れば本当に苦しい状況で、他の社協の単年度の事業の歳入歳出見れば、他のところからやり繰りしているような状況。また人間的な部分もそういう状況がすごく感じるような状況になっています。で、その懇談会の日もですね、社協の事務局長さんの方から道の講師の方にですね、

大変厳しい状況でどうやったらこの事業を軌道に乗せることができるのかという質問が出るくらい厳しい状況にも聞こえてきました。当然、町の関係者も出席しておりますし、現状についてもご理解していると思っておりますけれども、この辺どのように考えておりますか。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三澤 聡君） 今、千葉議員さんからお話ありましたデイサービス事業でございますけども。社会福祉協議会の方からですね、今年度の27年度の介護報酬改定に伴いまして、報酬単価が下がったということで、単年度の経営についてはやはり厳しいということは、私たちもお話を伺っております。具体的な数字というのは年度でないとなかなか分からないというふうに思っておりますけども。今後ですね、今単年度につきましては赤字ということで、長期的に考えますと、今は赤字を補填するものがあるということで伺っておりますけども、将来的にはデイサービス事業が経営ができなくなるというような、今のところの見込みと言うか、見通しということでお話を伺っております。

町もですね、そのような状況を踏まえながら、今後どういうふうにしたらいいかということを考えていきたいというふうに思っておりますけれども、今具体的にこういうことだというふうな考えは、今は持っておりませんので、今後考えていきたいというふうには思っております。

○12番（千葉 隆君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 千葉君。

○12番（千葉 隆君） デイサービス事業をですね、小規模であれ中規模であれ、八雲町のデイサービス事業が小規模ではないわけですから。どういうふうに、それじゃあ、全国的に展開して黒字化しているかっていったら、複合サービスで包括で運営をして、黒字を出しているんですね。だから単独事業そのものでやることに、もはや限界があるんですよ。ですから、そういうシステム化していけない状況の今の八雲町のデイサービス事業であれば、当然今後も厳しいという状況が明らかですので、そういった部分も含めてですね、やっぱり検討しながら、まさに全体の運営もそうですけども、こういった車両整備事業のときに300数万円の車両を買うときに10万円でも20万円でも町の方で支援してくれることがですね、持続可能なサービスを提供していただけるような状況もありますし。そのために歴代の事務局長には、八雲町の町職員の見識を持った方が配置されていることもあると思っておりますので。そういった先輩の苦勞に報いられるような状況もですね、作ってあげられればと思いますので、よろしく考えてください。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですか。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時12分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第7 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第5号平成27年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議長、総合病院管理課長。

○議長（能登谷正人君） 管理課長。

○総合病院管理課長（成田耕治君） 議案第5号平成27年度八雲町病院事業会計補正予算（第1号）について、ご説明をいたします。

議案書10ページでございます。この度の補正は電子カルテシステム等整備事業に係る継続費の補正でございます。12月1日の中央棟稼働にあわせ電子カルテシステムの運用を開始するため、現在準備を進めているところでございます。本館棟他整備事業のうち、既存改修の南棟及び北棟工事については、工事入札の遅れや中央棟建設工事において、患者・地域住民へ大変ご迷惑をおかけしました騒音などに最大限配慮した形での工事を考えており、工事日や時間等が限られるため、当初本年度内で予定しておりました工期が6月上旬となる見込みであることによるものでございます。

このことに伴い、電子カルテシステム等整備事業のうち、ネットワークにかかる機器及び設備設置、配線設備敷設も同様に、年度内における実施が不可能となったものでございます。当該事業については、平成26年度及び平成27年度2カ年の継続費事業として予算議決しているもので、ネットワーク整備に係る費用に必要となる予算を平成28年度へ移行するための継続費の変更でございます。第2条業務の予定量、主な建設改良計画、4号総合病院電子カルテシステム等整備事業340万円の減額は、電子カルテシステム等整備事業のうち、ネットワークに係る機器及び設置、配線敷設が平成28年度に移行するためのものでございます。第3条資本的収入及び支出は、補正予算実施計画により支出からご説明をいたします。

12ページ下段の表でございます。1款資本的支出、1項総合病院建設改良費、2目固定

資産購入費、備品購入費 340 万円の減額は、電子カルテシステム等整備事業のうち、ネットワークに係る機器及び設置、配線敷設が平成 28 年度に移行するための減額でございます。これによりまして、支出合計は既決予定額に補正予定額 340 万円を減額し、19 億 5,648 万 4,000 円にしようとするものでございます。

これに対応します収入でございますが、上段の表となります。1 款資本的収入、1 項総合病院企業債、1 目企業債 340 万円の減額は、電子カルテシステム等整備事業のうちネットワークにかかる機器及び設置、配線敷設に係る企業債でございます。これによりまして収入合計は既決予定額に補正予定額 340 万円を減額し、18 億 7,753 万 3,000 円にしようとするものでございます。

次に第 4 条企業債の補正でございます。10 ページに戻っていただきます。起債の限度額につきまして、電子カルテシステム等整備事業を 2 億 1,190 万円にしようとするものでございます。

次に第 5 条継続費の補正でございます。11 ページでございます。継続費の年割額につきまして、電子カルテシステム等整備事業の平成 27 年度を 2 億 1,193 万円に、平成 28 年度を 340 万円にしようとするものでございます。

以上で議案第 5 号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7 番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7 番（田中 裕君） この数字等々についての質疑ではないんですけどもね、この中で企業債という言葉あるわけですよ。確かに病院等々の運営上はこういう企業債の導入というのもありやというの分かるんですけども。この間我々議会側が岡島委員長を初めとして、病院セミナー開催をしたんですよ。その時に講師先生が当町において過疎債の指定にもなっているんだから、こういうものは過疎債で対応した方がいいんでないかって、企業債になると全額負担ですから。過疎債になると 3 割負担で済むものですからね。この辺のこの制限制的制約があるということも、よく我々存じ上げているつもりなんですけれど、鈴木課長この際この企業債と過疎債の考え方について、財政当局でどのような見解をお持ちかどうか、その考え方で結構ですから、ちょっとお聞かせ願いたいんですけど。

私はむしろ過疎債を集中的に導入するという手法も私はありやと思うんですよ。それだけ町民の負担が少なく済むんだから。だからその辺過疎債の適用等々について、どのような見解をお持ちか、ちょっと考え方をお聞かせ願いたいんですけど。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 今のご質問でありますけども、田中議員おっしゃられるとおり、過疎債を病院事業に対して活用するというのはいかに有効な手段でありまして、実はこの企業債という表記はしていますが、これは半分相当が過疎債であります。ですから、

そういう意味ではうちの病院の運営上、一般会計も含めて全体的な起債を借り入れるという中では、過疎債の活用を第一義的に考えておりますので、過疎債の中にはですね使用できない事業もあります。それらについては合併特例債だとか、次に有効な起債を用いるという形で考えているところであります。

そういう中で説明が若干足りなかったわけでありましてけれども、この12ページにあるような企業債という表記の方法ですけれども、基本的に一般会計もそうですけれども、過疎債なりその起債の種類として書いているのではなくて、用途、事業の目的として表記するようにしています。ですので、病院事業は企業会計でありますから、企業債的な借り入れということで、企業債という表記をしているということでありまして。実際に使用している起債の中身としては過疎債と病院事業に用意されている病院事業債、これを折半で利用しているという内容であります。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 分かりました。なるほどなという。それでね、この間の講師先生が熊石国保病院の終わりのことを指摘したんですよね。ということは、熊石国保病院をこれからいろんな場面で整備していくってことになると、企業債でなく、過疎債適用が大多数になるという押さえ方でいいのかな。その辺、企業債って一括りできると今の私のような質問が当然でてくるわけなんですけれども。説明の中でこの企業債の中に過疎債もあるんですよって説明されると分かるんですけども。私は熊石国保は総合病院と違って過疎の地域にあるものですから、これからはもっともっと私は過疎債の利用というのはしかるべきやと思うんですけど、その考え方だけでちょっとお聞かせ願いたいんです。

○財務課長（鈴木敏秋君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（鈴木敏秋君） 私の説明も若干足りなかったようでありましてけれども、過疎債を活用するという場合ですね、事業によって全額過疎債が利用できるものと出来ないものがあります。一般会計の事業であればほとんどのものについて過疎債だけでですね、利用できるんですが、病院事業だとか下水道事業だとかですね、事業関係の会計に関しては基本的にはその事業に用意された起債をまず利用すると。その内数で過疎債を利用するという考え方になっていまして。例えば病院事業であれば、先ほど言いましたけれども、病院事業に用意されている病院事業債をあてると。そのうち、半分までは過疎債を認めるということになっておりますので、決して有効だから過疎債全部というような仕組みとか、制度にはなっていないものですから。それはこちら側としてはやりたいんですけども、認められてないので出来ない。しかしながら2分の1までは最大限活用するという考え方でこれまでもやっていますし、当然熊石国保病院のこれからの施設整備においてもですね、過疎債を有効に最大限利用するという考え方には変わらないということでありまして。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） ご説明ありがとうございます。先ほどの前段の説明の中で騒音問題だとかそういう部分に配慮するために、ちょっといろいろ事業が遅くなったという部分の説明ございましたけれども、もう少し具体的に教えていただければなというふうに思います。それとですね、今回こうやって電子カルテ整備事業、実際 12 月の運用に間に合わなくなったということで理解していいんですかね。今、現在も医師初めスタッフの皆さんがこの電子カルテの運用に際してのトレーニングを行っていると思いますけれども、よりこの 4 月 1 日からの、先ほどの説明だと 4 月 1 日からの運用に聞こえたんですけども。僕の勘違いだったらちょっともう 1 回説明してもらいたいんですけども。6 月か。それまでの間にまた期間が空いてしまうわけですけども、より精度の高いトレーニングを行っていくような方針に、今回の運用自体が遅れたことをマイナスだけと捉えないで、しかるべき時期に来たときにはしっかりと運用できる体制をとっていくんだよという考え方を持っているのかどうか、その辺お伺いしたいと思います。

○建設企画課長（沢野 治君） 議長、建設企画課長。

○議長（能登谷正人君） 建設企画課長。

○建設企画課長（沢野 治君） それでは騒音で配慮をして工期が遅れるという部分でございます。新棟の建設に当たりまして、既存棟のすぐそばで工事を行ってきました。本来ですと午前中からカンコンカンと大きい音をやって進めると早いんですが、その時間帯外来診療があるということで、大きい音をちょっと自粛してくれと医師の方から要請があり、そういった部分を加味しながらやってまいりました。今後の北棟の改修、南棟の改修につきましても外来診療科が側にあったり、入院棟が側にあるということで、あまり大きい音を出しての工事が難しいということで、土日等を利用した工事が多くなるであろうということから、工期を長めにとったというものでございます。

○医事課長（五十川厚子君） 議長、医事課長。

○議長（能登谷正人君） 医事課長。

○医事課長（五十川厚子君） 次に質問にございました電子カルテの稼働が遅れるのではないかとご質問ですが、予定どおり電子カルテの方は 12 月 1 日から稼働する予定です。ネットワーク工事ということですが、今改修するところについては、とりあえず仮設で繋いでおりますので、改修が終わってから新たな LAN ケーブルを配置するとか設備を配置するというので、やっておりますので。電子カルテの稼働が延期になるということではないです。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○6 番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6 番（掛村和男君） すみません、簡単でつまらない質問と思うでしょうけれども。基本的に工期の伸びた原因がうるさくてって、そんなもの想定内、普通の話でないですか。まあ、答弁はよろしいですけども。ちょっとレベルが低い答弁でいささかがっかりしてお

ります。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですね。他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第8 承認第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。本件は財産の無償貸付を専決処分したことに対する承認でございます。

提出者の説明を求めます。

○農林課長（加藤貴久君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（加藤貴久君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

議案書については14ページから16ページになります。本件につきましては地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めようとするものであります。北海道新幹線工事にかかる財産の無償貸付の理由については、当該町有地につきましては町営牧場の補助飼料を採草することを目的に保有しておりますが、泥炭土の分布による排水不良のため、敷料の採集にしか活用できていないのが現状でありまして、今後、トンネル掘削による大量の土砂による農地改良により、優良な農地とすることができるものと考えております。土砂処理の工法は農地改良と同じ手法を用いることから、貸付料を無償としてもメリットは十分得られるものというふうに考えております。専決処分とする理由については、農地転用の手続を面積要件の関係で大臣許可案件として進めているところですが、農水省に提出する農地の一時転用許可申請書の作成を急ぐのと、町と使用貸借契約の締結のため。また、新幹線工事が大幅に遅れていることを考慮して、鉄道運輸機構が早急に農水省へ許可申請書を提出できるよう土地の貸借契約について専決処分を行ったものであります。

専決処分については15ページに専決処分書をご覧くださいと思います。11月5日専決処分を行っています。内容につきましては16ページになります。無償貸し付けする土地の所在は、八雲町花浦360番地1面積は15万4,255平米。貸し付けの相手方は、東京都渋

谷区千駄ヶ谷4丁目25番2号、フジタ・株木・石山・砂子北海道新幹線、野田生（北）他特定建設工事共同企業体。代表者、株式会社フジタ代表取締役奥村洋治。代理人、株式会社フジタ札幌営業所所長広川雅人であります。貸付期間につきましては、農地転用の一時許可日から平成30年10月31日までを予定としております。

以上で財産の無償貸付について、専決処分の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

## ◎ 日程第9 報告第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 報告第1号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償の額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 報告第1号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

議案書17ページをご覧ください。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたのでご報告申し上げます。18ページをお開きください。損害賠償額の決定についてでございます。平成27年8月28日熊石漁港内の旧雲石研修センター駐車場において、バックで町有自動車を車庫に入れようとしたところ、駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両を破損させた事故について、民法第715条第1項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償額を決定したものでございます。1の損害賠償の額については14万5,800円でございます。2の損害賠償の相手方は、二海郡八雲町熊石雲石町10番地に在住の木村文子様でございます。今後このような事故がないよう、今まで以上に安全運転の徹底を図り、交通安全の推進に努めてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上で報告1号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 時間がない中ですいません。今の説明ですと止まっている車にバックしてぶつかったことなんですけど。安全運転というよりも安全確認がされてないという、非常にえって思うことなんですけれど。どういう状況でそういうことになるんでしょうか。目をつぶってとかそんなことはないと思うんですけど、どういう状況でそういうことがあるのか、詳しくお話いただけますか。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 当人が、バックですので後ろの方の確認を怠ったと。議員がおっしゃるとおり、初歩的な部分だというふうに僕も理解してございます。しかし、実際にそのような事故が発生してしまったということですね、安全運転には今後ますます、今以上にというふうに、それしか答えようがないというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） いや、確かにそうですね。最近の事故では建設会社の道路をならした時にですね、家から出てきたばかりのおばあちゃんを引いてしまったという車両の事故がありましたけどもね。今回、車で良かったなど。ついうっかりということですね、人命等にもしあっては大変なことなんで、この程度のことと決して思わずにですね、努めていただきたいと思えます。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（前小屋忠信君） 議員おっしゃるとおり今後ですね、今回車両という事で良かったという部分もありますけれども、人であれば重大な事故に繋がったということで、当人には十分反省してですね、安全運転に努めるよう指導したいと思えますので、よろしくお願い致します。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

## ◎ 日程第10 報告第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第10 報告第2号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は損害賠償の額の決定についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 報告第2号専決処分の報告についてご説明いたします。

議案書19ページをご覧ください。地方自治法第180条第1項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたのでご報告いたします。20ページをご覧ください。損害賠償の決定についての専決処分の内容でございますが、本件は平成27年8月31日八雲町野田生273番地10付近の町道野田生4号線において、アスファルト舗装の亀裂の一部がはがれ、走行中の自家用車の車両下部に接触し損害を与えたものであります。このことをもって被害者と協議の結果、平成27年11月2日示談が成立し、国家賠償法第2条第1項の規定によりその損害を賠償するため、同日付で次のとおり損害賠償の額を決定したものでございます。1の損害賠償の額は、車両の修理に要した額である16万3,490円でございます。2の損害賠償の相手方は、八雲町野田生273番地10新保正良でございます。

今後はこのようなことがないように道路等のパトロールの強化と、こういった事故に至らないよう迅速な応急処理等の安全対策を徹底する所存でございますので、よろしく願い申し上げます。

以上、報告第2号専決処分の報告についての説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○6番（掛村和男君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 掛村君。

○6番（掛村和男君） これ、私も知っている人なんです、これ本人が訴えたんでしょうか。あるいは保険屋さんか誰かが中に入っているんならそういうことがあったんでしょうか。ちょっと補足すると、ちょっと事実関係がもう少しよく分からないなという感じがします。

（何か言う声あり）

○6番（掛村和男君） 例えばですね、私も何年前かに地域に穴があいて舗装を直してくれと。何年も前から言われていたと。もしそこに町道ですので、車がしょっちゅう通っていますので、そこに落ちて破損したらどうするんだというようなことが私も過去にはありましたので。だから町道の維持管理も含めて、これではちょっと。もうちょっと詳しくという思いで、どうですか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） この事故に至った状況でございますけれども、町道の路肩の部分なんですけれども、それが亀の甲状に亀裂が入っております。だいたいそうですね大きいもので30センチかそのくらいありますけれども。ようは亀の甲状に割れておまして路肩の方ですけれども、道路の端の方でありますけれども。そこを通過したその車両がで

すね、たまたま何かの事情でそこに乗った際にその亀の甲状に割れたアスファルトが跳ねあがって車両の下部の方に傷をつけてしまったというような状況でございます。以上でございます。

○議長（能登谷正人君） それで、保険屋さんが入って決めたのかどうか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 本人からの申し出もありましたし、保険屋さんからの協議もあったということでございます。以上でございます。

○議長（能登谷正人君） 了解ですね。他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。これをもって本件については報告済みといたします。

### ◎ 日程第 11 報告第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 報告第 3 号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は町営住宅の明け渡しに関する訴えの提起についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 報告第 3 号専決処分の報告についてをご説明いたします。

議案書 21 ページをお開き下さい。地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。

22 ページをご覧ください。本件は長期間にわたり、町営住宅の家賃等を滞納している者を被告とする、町営住宅の明け渡しに関する訴えの提起について専決処分したものでございます。町営住宅の明け渡しに関する訴えの提起の内容でございますが、1 当事者、原告となるべき者、八雲町代表者八雲町長岩村克詔。被告となるべきもの二海郡八雲町在住者。2 訴えの要旨として、被告となるべき者は建物明け渡し請求に係る町営住宅に居住しているが、長期間にわたり家賃を滞納し、町の再三にわたる納付催告にもかかわらず、これに応じなかったため、被告となるべき者に対し本件町営住宅に係る明け渡し請求を行ったが、被告となるべきものは指定期日を過ぎても退去せず入居を継続しているため、建物明け渡しを求める訴えを提起するものでございます。3 請求の内容でございますが、（1）被告となるべきものは、町に対し本件町営住宅を明け渡すこと。（2）被告となるべきものは、町に対し滞納家賃 84 万 6,630 円と平成 27 年 10 月 6 日から本件町営住宅の明け渡しを行う日まで 1 カ月 1 万 2,600 円の割合による金員を支払うこと。（3）起訴費用は被告となるべき者の負担とすること。との旨の判決を求める。4 訴えの提起に至るまでの経過概要でございますが、議案書 23 ページに記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。5 訴えを提起する日、平成 27 年 11 月これは代理人の準備が整い次第でございます。6 管轄裁判所、八雲簡易裁判所。7 訴訟に関する取り扱いなど、弁護士法人佐々木総合法律事務所代表社員佐々木泉頭氏他を代理人として上記訴えを提起する。被告となるべき者から

滞納家賃を完納する旨の申入れがあり、かつその履行が確実に見込まれる場合は和解するものとする。判決の結果、必要がある場合は上訴する。

以上、報告第3号専決処分の報告についての説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 23ページの記述からいきますと、平成21年5月から滞っていたということですが、僕の記憶ではこの辺くらいでは悪質滞納者云々という法整備もされているころだと思うんですけども。21年、22年、23年、24年、25年、26年、27年、各々の年のですね、滞納状況分かっていたら教えていただきたいと思います。

なぜここまで溜まるまで請求できなかつたのか。もっと早い時期であればですね、本人も払いやすかつたのかなと思うんですけども。ここに至るまでの過程をもう少し説明願ひます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 滞納家賃84万6,000某ですけども。これにつきましては年度ごとによって、やはり支払った月もあるんですね。そういった関係上で確かに期間は長いんですけども、途中で支払った期間もあるもんですから、最終的な判断をするのですね、かかつたということでございます。

具体的に申し上げますと、平成21年が13万8,600円。平成22年が7か月分滞納をしております、8万8,200円。それから23年が全額未納と。それから24年も5カ月は支払っております。あと25年から27年の9月、10月までということで総額が84万6,630円ということでございます。先ほど申し上げましたとおり、途中で現実払っておりますし、何度か対応もしていただいておりますけれども。今回、提訴に踏み切つた理由でありますけれども、勿論督促状、それから催告状、それから来庁要請もしておりますし、特に今年度は5回にわたりまして自宅を建設課の方で訪問しましたがけれども、いずれも不在、あるいは連絡がとれないというような状況であります。その後、連帯保証人に対する納付指導ということもしてございましたけれども。再三の相談といいますか、こちら側の要請に対しても全く反応を示さないといいますか、連絡すらいただけないというような状況の中で、最終的にこういった措置を判断したものでございますので、ご理解願ひたいと思ひます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 聞き逃しもあるので確認しますけども。平成21年が13万某、22年は7か月分の滞納で8万8,200円。23年度は全額未納ですね、未納って説明しましたよね。24年度は5か月分は支払つたと。ここまでのトータルでもですね、24年度5月分支払

ったんですけれども相当溜まっていると思うんで、24年度で請求できなかったのはなぜかなと思いつつ聞きましたら、25年度以降は全額未納ですね。じゃあなぜ25年度では請求できなかったのか。こういう行動ができなかったのかと。なおかつ26年度もしていないと。で、27年度に入ってからここまで来た。もっと早く動ける状況はあったのかなと思うんですけども。少なくとも法整備していますし、今言った裁判にかけるまでの順番も非常に丁寧に八雲町の場合は準備できていると思うんでね。早ければ24年度中に動けた。少なくとも25年度には動けた。それが出来なくても26年度には動けたんじゃないかと。いろいろに3通りあるんですけども。まだまだその辺の説明不足だと思うんですよ。なぜ動けなかったんですか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 確かに議員おっしゃるとおり、少なくとも25年、6年からはこういった判断をすべきじゃなかったのかということでございますけれども。この間も建設課としましては、毎年こういった事案を出しておりますけれども。それらについては金額が大きいものだとかを優先的にやってきた経緯もございます。そういったことで、1年間にこういった提訴する件数もある程度考えながらやってきたものでございまして。そういった意味合いで、金額的にはちょっと今までの事案よりは少し低くなっておりますけれども。明確な理由ではございませんけれども、今日まで延びてしまったということでございます。よろしくお願ひします。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 限られた職員とその仕事量からいきますと、今の答弁で確かに25年、26年度でもですね、裁判に行った例がいくつか僕も覚えておりますけれども。そのところ、課長の答弁の部分、僕も改めて調査しましてね、出来れば何かの機会にですね、常任委員会の方にも年間起こせる裁判のというか、ここまで動ける範囲は現状の建設課の仕事量からいってここまでだとか。そういうことも僕ら議員もちょっと共有できますと、町内にあるこういった債権の未納の部分の対応なんかもですね、僕らついつい立場上、住民側に寄り沿った形で、なるべく払いやすいようにという視点に立つんですけども。一方、職員の働き具合等もあわせて考えていって、もっとよりよい方法を我々議員の方でも考えていきたいと思ひますので、その辺の丁寧な説明を常任委員会等にもよろしくお願ひします。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 三澤議員今おっしゃられた内容でですね、取りまとめをですね、常任委員会等に報告をしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にございせんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

### ◎ 日程第 12 報告第 4 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 報告第 4 号専決処分の報告についてを議題といたします。本件は町営住宅の明渡しに関する訴えの提起についての報告でございます。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 報告第 4 号専決処分の報告についてご説明いたします。議案書 24 ページをお開きください。地方自治法第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、ご報告いたします。25 ページをご覧ください。

本件も先ほどの報告第 3 号と同じく、長期間にわたり町営住宅の家賃等を滞納している者を被告とする町営住宅の明渡しに関する訴えの提起について専決処分したものでございます。町営住宅の明渡しに関する訴えの提起の内容についても、3 の請求内容及び 4 の訴えの提起に至るまでの経過概要以外は、報告第 3 号と同じでございますので、説明を省略いたします。ということで、3 の請求の内容でございますが、(1) 被告となるべきものは、町に対し本件町営住宅を明け渡すこと。(2) 被告となるべきものは、町に対し滞納家賃 14 万 5,820 円と、平成 27 年 10 月 6 日から本件町営住宅の明渡しを行う日まで 1 カ月 2,200 円の割合による金員を支払うこと。(3) 起訴費用は被告となるべきものの負担とすること。との旨の判決を求める。4 訴えの提起に至るまでの経過概要でございますけれども、議案書 26 ページの記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。本件につきましては、先ほどの第 3 号と同じ内容でありますけれども、そして滞納額も少ないわけでありまして、これもこちらからの対応を求めた内容につきまして、全く音沙汰なしという状況になってございますので、今回の提訴に至ったということでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 以上で報告が終わりましたが、質疑があれば許します。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） こちらの方の家賃というのはかなり低いみたいで、かなり古いとか、風呂なしとかそういうところにお住まいの方なのかと思いますけれども。滞納して反応もないってということで、明け渡しはやむを得ない処置かと思っておりますけれども。この方の出た先に、入れるところがあるのかというのが気になるわけですね。で、こういう低収入の方であれば、その生活保護というのを受けたらどうかという、そういう相談というのは、ここに至るまでの間にそういう相談というか、こちらから持ちかけるとか、そういうことはなかったんでしょうか。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） 担当者に確認しましたがけれども、過去に生活保護を受けられていたということで、現在は受けられていないということでございます。それと、退去された後の住む所がないということになるかと思えますけれども、情報によりますと、兄弟の方が町内におられるので、その方にお世話になるということも考えられるのではないかとございます。以上でございます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 出たあととはご兄弟の方が受け入れる意思があるのであれば、嫌だっということであれば路頭に迷うことになると思うんですけども。そういう親類というのが身近にいるというのは、少し安心材料ではありますけれども。やはり親身になる部分といますか、そういう1度生活保護も受けていたという方であることを考えれば、再度それを進める手立てっていうのを、こちらからそういう提案をすれば、払えないから会わないうってことだと思ってしまうんですけども、対応が変わってくるのではないかとも思われますので。その辺も含めて常任委員会の方にですね、先ほどの件も含めて報告していただければと思います。

○建設課長（佐藤隆雄君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（佐藤隆雄君） この2件につきましても総務経済常任委員会で説明はしております。お願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これをもって本件については報告済みといたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 0時03分

再開 午後 1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第13 各常任委員会調査報告書

○議長（能登谷正人君） 日程第13 各常任委員会調査報告書を一括議題といたします。

本件は各常任委員会が所管・所掌事務のうち、特定調査事件として閉会中の継続調査事項としていたものであります。この度、各委員会それぞれ調査が終了し、報告されたものであります。

報告書はお手元に配付のとおりであります。

本件についてはこれをもって報告済みとすることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告済みといたします。

#### ◎ 日程第 14 常任委員及び議会運営委員の選任

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 常任委員及び議会運営委員の選任を議題といたします。

本件は、現常任委員及び議会運営委員の任期が委員会条例の規定により 2 年となっており、平成 27 年 11 月 11 日までとなっていることから、改選を行うものであります。

委員の選任は委員会条例第 7 条第 1 項の規定により、議長が会議に諮って指名することになっております。それでは常任委員及び議会運営委員の選任を行います。

お諮りいたします。常任委員及び議会運営委員の選任については、机上配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、常任委員及び議会運営委員は、机上配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 0 2 分

再開 午後 1 時 0 3 分

#### ◎ 追加の日程

○副議長（千葉 隆君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

先ほどの常任委員選任の結果、総務常任委員に選任されました議長から、常任委員を辞任したい旨の願いがありました。

議長はその職務上、どの委員会にも出席する権限を有している他、可否同数の際における裁決権など、議長固有の権限を考慮するとき、一つの委員会に委員として所属することは適当ではないこと等により、総務常任委員を辞任したいというものであります。

本件審議に当たっては、あらかじめ議長に退席を求めています。

お諮りします。議長の常任委員辞任の件を日程に追加し、日程第 14 の 2 として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○副議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、本件を日程に追加し、日程第 14 の 2 として直ちに議題とすることに決定いたし

ました。

### ◎ 日程第14の2 議長の常任委員辞任の件

○副議長（千葉 隆君） 日程第14の2 議長の常任委員辞任の件を議題といたします。

お諮りいたします。議長の常任委員辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○副議長（千葉 隆君） ご異議なしと認めます。

よって、議長の常任委員辞任の件を許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時05分

再開 午後 1時05分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど選任されました各常任委員、議会運営委員は、休憩中に各委員会を開催して正副委員長の互選を行い、速やかに委員会の構成を得るよう、委員会条例第9条第1項の規定により、ここに招集いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時06分

再開 午後 1時33分

### ◎ 諸般の報告

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

諸般の報告をいたします。休憩中に各常任委員会及び議会運営委員会が開催され、委員長と副委員長の互選が行われました。

その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

総務経済常任委員会委員長に佐藤智子さん、副委員長に掛村和男君。

文教厚生常任委員会委員長に黒島竹満君、副委員長に横田喜世志君。

議会広報広聴常任委員会委員長に三澤公雄君、副委員長に赤井睦美さん。

議会運営委員会委員長に岡田修明君、副委員長に岡島敬君。

以上のとおりであります。

### ◎ 日程第15 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の 継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第15 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告をいたします。総務経済常任委員会委員長及び議会広報広聴常任委員会委員長並びに議会運営委員会委員長から所掌事務のうち、会議規則第73条の規定により特定調査事項について、閉会中の継続調査を行う旨の申出書が提出されております。申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

### ◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） これをもちまして本臨時会に付議を予定されました案件は、すべて議了いたしました。

よって、平成27年第5回八雲町議会臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 1時36分〕